

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 6 月 1 0 日

施設名：芦安交流促進センター

## 1. 3密の回避

### 1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

利用者に対して、30分に1回以上、5分間以上、2方向の窓を全開するなど、定期的に換気を行うことを周知する。

### 2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- (1) 1階ホールへの入場者数を87人までに制限する。
- (2) そばうち体験室への入場者数を5人までに制限する。
- (3) 和室への入場者数を4人までに制限する。
- (4) 厨房への入場者数を5人までに制限する。
- (5) 施設1階への入場者数を101人までに制限する。
- (6) 施設2階への入場は学童利用者に限り、入場者数を30人までに制限する。(学童利用面積は92㎡)
- (7) 施設の利用は各階において1団体/日とする。  
学童が利用する平日は施設2階の使用を禁止する。
- (8) 近距離での会話や発声を避け、最低2mの対人距離を確保する。

### 3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 一人あたりの専有面積を最低3㎡とし対人距離は2m（最低1m）確保する。

## 2. 体調確認の徹底

### 1 体調のチェック

- (1) 入館者に対して、発熱（平熱より1度以上）、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入館しないよう利用申請時に周知するとともに、入館前に体調確認を行い別紙「利用者リスト」に記載する。

## 3. 飛沫、接触感染防止対策

### 1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- (1) 入館者に対してマスクの着用を周知する。
- (2) 入館時に、手指の消毒を実施する。  
(消毒液は利用者各自で準備する) ※準備できない場合は施設利用禁止

## 2 清掃・消毒の実施

(1) 不特定多数の人が触れる場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー）は利用者が利用後に清掃・消毒する。

（消毒液は鍵と一緒に貸し出し使用後に返却する）

※施設用消毒液のため手指の消毒不可

(2) 入館者向けの館内のゴミ箱は撤去する。

残されたゴミを片付ける際は、マスク、手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てる。回収後は石けんで手を洗う。

## 3 トイレの衛生管理の徹底

(1) 蓋を閉めて汚物を洗い流すよう張り紙で周知する。

## 4 喫煙スペースのリスク軽減

(1) 敷地内は全面禁煙。

## 5 休憩スペースのリスク軽減

(1) 一度に休憩する人数を減らし、食事は禁止し対面での会話を避ける。

(2) 常時換気を行い、共用する物品は利用者が利用後に消毒する。

## 4. 県外在住者の利用制限（県外からの利用者の入館拒否）

○利用申請時に県外在住者の利用を禁止している旨を周知し、利用後に提出される利用者名簿にて確認する。

## 5. ガイドライン遵守の確認

○ガイドラインを遵守することとし、各項目についてチェックリストを作成する。利用者は利用後に施設所管課へチェックリストを提出する。

○利用団体の代表者は別紙「感染拡大予防対策に関する誓約書」に署名捺印し内容を遵守する。

## 6. その他

国や県による新たな基準の公表や変更等に伴い本基準が見直された場合は、必要に応じて速やかに記載内容を見直すものとする。

学童の利用については子育て支援課が定めるガイドラインを遵守する。